

令和 7 年 4 月 1 5 日 開会

令和 7 年 4 月 1 5 日 閉会

令和 7 年第 1 回安八町議会 臨時会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

4月15日（火）

議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	1
職務のために出席した者	1
開会	2
会議録署名者決定	2
会期決定	2
議第33号について（提案説明・質疑・討論・採決）	3
議第34号について（提案説明・採決）	6
議第35号について（提案説明・採決）	7
議第36号について（提案説明・質疑・討論・採決）	8
閉会	10
会議録署名議員	11

令和7年4月15日（第1日）

議 事 日 程 （令和7年4月15日第1日）

日程第1 会議録署名者決定

日程第2 会期決定

日程第3 議第33号 専決処分の承認について

専第2号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について

日程第4 議第34号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件

日程第5 議第35号 副町長の選任につき同意を求める件

日程第6 議第36号 工事請負契約の締結について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 岩 田 讓 治

○出席議員（10名）

1 番 栗 原 宏 行	2 番 渡 辺 康 司	3 番 西 松 幸 子
4 番 傍 嶋 邦 博	5 番 坂 悟	6 番 渡 邊 裕 光
7 番 石 原 英 一	8 番 大 平 文 雄	9 番 岩 田 讓 治
10 番 山 中 美 恵 子		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 岡 田 立	教 育 長 青 山 桂 子
会 計 管 理 者 坂 和 由	総 務 課 長 河 合 一
税 務 課 長 堀 迫 秀 紀	生 活 環 境 課 長 定 益 直 子
福 祉 課 長 兼 安 八 温 泉 所 長 山 田 靖	こ だ も 家 庭 課 長 田 中 弓
ま ち づ くり 推 進 課 長 大 平 共 美	農 政 課 長 松 岡 政 司
教 育 課 長 兼 ハートピア安八館長 梅 村 明 広	

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 渡 邊 茂 且	書 記 川 添 順 子
書 記 宇 佐 見 か お る	

(開会時間 午後 1 時30分)

議 長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから第 1 回の臨時議会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和 7 年第 1 回安八町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

議 長 日程第 1、会議録署名者決定について、私から指名いたします。

本日の会議録署名者は、2 番 渡辺康司議員、3 番 西松幸子議員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期決定について、お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りとすることに決定をいたしました。

議 長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長。

町 長 皆様、改めましてこんにちは。

本日は、令和 7 年第 1 回安八町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御参集賜り、誠にありがとうございます。

議会の皆様に議決をいただきたい案件が生じてまいりましたので、臨時会をお願い申し上げた次第でございます。

本日提案させていただきます議案は、専決処分の承認、人事案件 2 件、工事請負契約の承認の計 4 議案でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、各議案

について十分御審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 日程第 3、議第33号 専決処分の承認についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

堀迫税務課長。

税務課長 議案書の 1 ページをお願いいたします。

議第33号につきまして御説明申し上げます。

議第33号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和 7 年 4 月15日提出、安八郡安八町長。

1 枚はねていただきまして、3 ページをお願いいたします。

専第 2 号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について。

安八町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月31日専決、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1 枚はねていただきまして、5 ページをお願いいたします。

安八町税条例の一部を改正する条例。

安八町税条例（昭和45年安八町条例第14号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料、表紙をはねていただきまして、1 ページをお願いいたします。

安八町税条例新旧対照表、右列が改正後になります。

初めに、1 ページ上段、第11条につきましては、公示送達制度の見直しに伴い、公示送達の確認をインターネットで閲覧可能とするために改正を行うものです。

次に、同ページ中段、第11条の 3 につきましては、第11条の改正に伴い規定の整備を行うものです。

次に、同ページ下段から２ページ上段にかけて、第26条の３につきましては、物価上昇局面における税負担の調整の観点から、個人住民税の所得控除においても所得税と同様に控除すべき金額に特定親族特別控除額の追加を行うものです。

次に、同ページ上段から３ページ中段にかけて、第28条の２につきましては、特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金等受給者の個人住民税の申告義務に係る規定の整備と行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下マイナンバー法とさせていただき、第２条の項ずれに伴い改正を行うものです。

次に、同ページ下段から４ページ上段にかけて、第28条の３の２につきましては、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について、特定親族の追加を行うものです。

次に、同ページ上段から同ページ中段にかけて、第28条の３の３につきましては、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項について、特定親族の追加を行うものです。

次に、５ページ上段から同ページ中段にかけて、第42条の６につきましては、マイナンバー法第２条の項ずれに伴い改正を行うものです。

次に、同ページ中段から６ページ中段にかけて、第66条につきましては、原動機付自転車のうち二輪車のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものに係る軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しがされ、これに応じた改正を行うものです。

次に、同ページ中段から７ページ上段にかけて、第71条につきましては、マイナンバー法第２条の項ずれに伴う改正、そして第66条での改正に伴い、公益減免に係る減免申請書の記載事項について規定の整備を行うものです。

次に、同ページ上段から８ページ中段にかけて、第72条につきましては、道路交通法の改正により身体障害者の方の軽自動車税種別割の減免について、マイナ免許証の運用開始に伴い減免申請時での運転免許証の提示義務に係る規定の整備を行うものです。

次に、同ページ中段から９ページ中段にかけて、第142条の３並びに第150条につきましては、マイナンバー法第２条の項ずれに伴い改正を行う

ものです。

次に、同ページ中段、附則第9条の2につきましては、福島復興再生特別措置法に基づく固定資産税等の課税標準の特例措置が廃止されたことに伴い、地方税法の改正法においても項ずれの対応がなされ、町税条例においてもこの項ずれの対応を行うものです。

次に、同ページ下段から10ページ上段にかけて、附則第9条の3につきましては、大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当する場合には減額措置を適用することとする規定の新設と、町税条例での項ずれの対応を行うものです。

次に、同ページ上段から12ページ上段にかけて、改正前の附則第9条の4につきましては、平成28年熊本地震による被災住宅用地等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の廃止、加えて、同ページ上段から14ページ上段にかけて、改正前の附則第9条の5につきましては、平成30年7月豪雨による被災住宅用地等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の廃止に伴い、両規定とも本改正に合わせて削除するものです。

次に、同ページ上段から15ページ下段にかけて、改正後の附則第9条の4につきましては、令和2年7月豪雨の被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置について、常設規定の適用期間終了後も被災者支援を継続するため適用期間を2年間延長する改正と、本改正に合わせて条ずれの対応を行うものです。

1枚はねていただき、16ページ上段から18ページ中段にかけて、附則第12条の3につきましては、住宅用地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の減額について、令和6年度分の税額を算出するに当たり特例措置が適用される土地について、令和7年改正前の法による特例の率を乗ずることとする改正を行うものです。

次に、同ページ中段から最終20ページにかけて、附則第15条の2の2につきましては、加熱式たばこの税率を段階的に引き上げ、紙巻きたばこの税負担の差を解消するため、当分の間の措置として、課税方式の見直しについて本改正に合わせて規定の新設を行うものです。

議案書の8ページにお戻りいただき、下段になります。

附則を御覧願います。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。ただし、第26条の3、第28条の2第1項ただし書、第28条の3の2第1項第3号及び第28条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定につきましては令和8年1月1日が、附則第15条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第5条の規定につきましては令和8年4月1日が、第11条及び第11条の3の改正規定並びに次条の規定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日がそれぞれの施行日になります。

最後に、第2条、第3条、1枚はねていただきまして、10ページ、第4条、第5条につきましては、本改正に伴う経過措置を定めたものです。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第33号は原案どおり承認をいたしました。

議 長 日程第4、議第34号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

岡田町長。

町 長 それでは、11ページをお願いいたします。

議第34号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件について、朗読説明申し上げます。

固定資産評価審査委員を次のとおり選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条の第3項の規定により、議会の同意を求めるものとす

る。

令和7年4月15日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、敬称は略させていただきます。住所、安八郡安八町牧1812番地、氏名、金森恒夫、生年月日、昭和29年3月24日生まれ。

令和6年3月議会で再任の御同意をいただいた渡邊毅委員ですが、体調不良のため辞任したいとの申出がありましたので、令和7年3月12日付で受理をいたしました。地方税法では、遅滞なく後任の委員を選任しなければならないとなっており、今回、選任同意をいただきたく存じます。

固定資産評価審査委員は、専門性が高い分野を担っていただくということで多くの知識と経験が必要な職責でございます。金森恒夫さんは、人格、識見とも極めて高く、安八町税務課長を歴任された経験もあり、適任であると考えます。御同意いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、任期は残任期間で、本日から令和9年3月21日となります。

議長 本件については、質疑及び討論を省略したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。

議第34号について採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第34号は原案どおり同意することに決定をいたしました。

議長 日程第5、議第35号 副町長の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

岡田町長。

町長 それでは、13ページをお願いいたします。

議第35号 副町長の選任につき同意を求める件について、朗読説明申し上げます。

副町長を次のとおり選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第162条の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和7年4月15日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、敬称は略させていただきます。住所、大垣市八島町2557番地4、氏名、山田恭、生年月日、昭和40年3月4日生まれ。

現在、副町長が空席となっており、スムーズな行政運営において支障を来すところもあります。前副町長の任期満了から間を空けずに選任をお願いするべきところでしたが、後任につき、都合の調整等々がございましたので本日の上程となりました。改めて副町長として山田恭君を選任いたしたく、提案させていただきます。

山田恭君は、三重大学を卒業後、岐阜県庁に入庁され、以来、健康福祉部や環境生活部、そして商工労働部の次長として活躍され、その後、西濃県事務所長を歴任された後に議会事務局長を務められ、今年3月末に御勇退されました。

経歴が示すとおり、各分野において非常に豊かな行政経験、知識を持っておられ、また、西濃県事務所長の経験からこの地域の地勢や内情にも詳しく、かつ人柄も誠実、温厚な方でございます。さらには、県政との力強いパイプ役として安八町のさらなる発展に向け、これほど頼もしい方はいないと確信しております。

任期としましては、令和7年5月1日からとさせていただきたいと思えます。どうぞ選任について御同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 本件について、質疑及び討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認め、議第35号について採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第35号は原案どおり同意することに決定をいたしました。

議長 日程第6、議第36号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。
提案説明を求めます。

大平まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 議案書の15ページをお願いいたします。

議第36号につきまして御説明させていただきます。

議第36号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安八町条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和7年4月15日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 契約の目的、県道間アクセス道路（北方多度線部）整備工事（第3工区）。

2. 契約の方法、指名競争入札。

3. 契約金額、1億2,947万円。

4. 契約の相手方、岐阜県安八郡安八町南今ヶ淵518番地、高田建設株式会社、代表取締役 高田美仁。

本件は、継続的に整備を進めております県道間アクセス道路と県道北方多度線とを接続する南北への延伸、施工延長約560メートルの舗装工を中心とした工事で、工期は3月末を予定しております。

工事請負契約の締結に当たり、御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第36号は原案どおり可決いたしました。

以上で、本臨時会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和7年第1回安八町議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時間 午後 1 時55分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年4月15日

議 長 岩 田 讓 治

議 員 渡 辺 康 司

議 員 西 松 幸 子